

まちのこえへの回答 No.1 (大磯町議会定例会における一般質問に関して/納税者の立場での感想・意見について)

担当主管課：政策課（内線 205）

要望等内容	回答
<p>令和6年度第4回定例会（12月5日）にて毛利議員が町内会に関する質疑に关心があり、他の住民に誘われて初めて一般質問を聽講致しました。折角の機会でしたので次の竹内議員の一般質問も聽講致しましたが、その感想と意見を投函致します。</p> <p>【内容・感想】</p> <p>竹内議員の地域コーディネーターの選出プロセスに関する質問に関して、議会の運営・あり方に大きな問題があると感じました。</p> <ul style="list-style-type: none">回答した大磯町の教育部署の責任者の回答が全く質問内容に答えていませんでした。 <p>これは同席した町内会長、他の町議、他出席者の方にも感想を聞きましたが、全く同意見で皆驚いていました。</p> <p>予め質問内容は示されていたはずですが、選挙で選ばれた町民の代表である議員の質問に対して、このようないい加減な回答（対応）は大変失礼と感じました。</p> <p>後日、竹内議員に確認したところ、これは初めてではなく3回連続で同じことが起きているとのことでした。</p> <p>更に驚いたのは、このような答えになっていない答弁に対して議長が何も注意をしないことです。議長が注意しないため押し問答が続き、他の出席者がただ傍観する状況で、結局は時間切れで終了しました。（答弁者の逃げ切り状態）</p> <p><u>開催されている時間、議員及び職員の経費は全て税金です。</u></p> <p>【提案・意見】</p> <ul style="list-style-type: none">時間通りに進行・終了することが目的ではないと思います。答弁が十分でなければ一旦中止しても、出席者が納得のゆくように十分に議論をしてほしいです。（答弁側がまともな回答を用意しておけば時間取りに終わるはず）議長は必要な仕切りを行い、重役を果たして頂きたいです。町民（納税者、会社で言えば株主）を数名選出・又は募集して聽講を依頼し、町議の質問内容や回答に関しての意見を受けることを行ってはどうかと思います。	<p>日頃より町政運営に御理解、御協力をいただきありがとうございます。</p> <p>令和7年3月14日付でまちのこえに投書いただいた「大磯町議会定例会における一般質問に関して/納税者の立場での感想・意見」につきましては、議会運営に関する内容であり、議会の判断により実施されるものですので、議会事務局に確認した内容をもとに回答します。</p> <p>議会としては、一般質問における質疑と議長の差配の件については、大磯町議会の運営上は適切な対応との見解です。</p> <p>大磯町議会の一般質問は「通告制」を採用し、あらかじめ通告された質問に対して行政側が答弁する形式をとっています。しかし、再質問については、議会ごとに異なっていますが、再質問も含めて事前通告としている議会が多い状況です。</p> <p>大磯町議会では再質問は事前に通告されないため、御指摘のように質問に対して行政側の答弁がかみ合っていないことも散見されますが、これは議会と町行政の緊張感のある質疑が繰り返されている結果であると認識です。</p> <p>また、多くの議会では1問につき再質問は2回までと制限されている中で、大磯町議会では、議員に与えられた時間内で何度も質問することが可能となっています。特に一般質問は、議員にとって「最も意義のある発言の場であり、住民からも重大な関心と期待を持たれる大事な議員活動」であると言われています。</p> <p>以上のことから、各議員が限られた時間で、納得できない行政側の答弁に対しては何度でも問い合わせる仕組みとなっていますので、議長は議員の判断に委ねているのが現状です。</p> <p>行政側から納得のいく答弁を引き出すことは議員の課題でもあります。時間稼ぎと思われるような答弁をしないよう議会から行政側への申入れも度々行なわれています。</p> <p>TV聽講について、現在、湘南ケーブルテレビで生放送と再放送を行なっています。しかし、現在はインターネット中継が主流であり、インターネット中継の方がより多くの住民の皆様に御覧いただけることから、大磯町議会としても、今後の導入を検討していることです。</p> <p>議会事務局に確認した内容は以上です。</p>

・中長期での提案になりますが、大磯町の住民の希望者には町の経費で議会をＴＶで聴講できるようにしてはどうかと思います。初期経費は掛かりますが、町議の質問及び職員の回答のレベルアップ、また行政活動の周知及び町の活性化に繋がると思います。

・議会の進行は議長の責任ですが、問題が繰り返される場合は、町の責任者である町長が注意・指導を行う必要があると思います。

以上

※指摘した議会での質疑等収録してあると思いますので必要があれば確認をお願いします。

議会の進行につきましては、御指摘のとおり、議長の責任となります。しかし、議会の運営に問題がある場合には、議会事務局を通して、町側から申入れを隨時行ってまいります。

町側の答弁については、町民の皆様にもわかりやすいものになるよう、更に心がけてまいります。

この度は、貴重な御意見をいただきありがとうございました。

※本件に関する主管課は、次のとおりです。

政策課 政策係（内線 205）です。

まちのこえ受付日：R7.3.14

掲示日：R7.4.25